



答 申

議会改革検討協議会において、「本会議及び委員会運営に関する見直し事項」に係る検討結果を取りまとめましたので、その結果を別紙のとおり答申します。

平成25年3月26日

山口県議會議長 柳居俊学様

議会改革検討協議会
会長 新藤精



議会改革検討協議会では、各会派から改善提案がなされた本会議及び委員会運営に関する10項目について、他県での実施状況等も参考にしながら、課題や問題点の整理、見直しの可否、考え方等について様々な検討協議を重ねた結果、本会議における一般質問時間、討論時間及び意見書・決議の全会一致ルールの取扱いの3項目について、見直すことが適当であるとの検討結果を取りまとめた。

なお、検討協議及び取りまとめの過程においては、一部の委員から反対意見が出されたが、課題や問題点を踏まえた見直しが必要であるとの意見が大勢を占め、協議会として見直すべきであるとの結論に至った。

協議会において取りまとめた検討結果は、以下のとおりである。

項目	検討結果（見直し方策）
一般質問時間の見直し	<p>〔見直しの考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○質問と質疑を一括で行い、代表質問、一般質問を行う現行制度を維持する。 ○現行の会期日程を増加させない。 ○一般質問における質問時間の議員間の均衡を図る。 <p>〔検討結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3人以下会派：<u>1人30分</u>（1人目 45分→30分） ○4人以上会派：本質問<u>30分</u>（変更なし） 再質問<u>10分</u>（15分→10分） 再々質問<u>5分</u>（10分→ 5分） <p>〔実施時期〕 <u>平成25年6月定例会から適用</u></p>
討論時間の見直し	<p>〔見直しの考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○討論は、議題（議案、請願）についてのみ行うことを徹底する。 ○議題の賛否を要点をまとめて行うよう、討論時間を短くする。 <p>〔検討結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>1人20分以内</u>（過去の実績を参考） <p>〔実施時期〕 <u>平成25年6月定例会から適用</u></p>
意見書・決議の全会一致ルールの見直し	<p>〔見直しの考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての意見書・決議を全会一致とする運用を改め、多数決での議決を行う。 <p>〔検討結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな申し合わせによる提出要件を設け、採決は多数決とする。 ○<u>提出要件は、2会派以上（提出会派を含む）、かつ、議員の1/4以上の賛同とする。</u> <p>〔実施時期〕 <u>平成25年6月定例会から適用</u></p>

この他の7項目についても、他県状況等を参考に課題や問題点の整理を行いながら検討協議を進め、協議会として取りまとめた検討結果は、以下のとおりである。

(1) 対面式一問一答

一問一答方式は、本会議の運営方法や議場改修などの課題が多いことや、導入先行県でも十分な活用が図られていないといった実態があることから、現行の一括質問方式を維持することが適当である。

(2) 常任委員会組織のあり方の見直し

「選挙区問題検討協議会」における平成27年一般選挙に向けた議員定数の見直し動向を踏まえた上で、引き続き検討を進めていくことが適当である。

なお、その際は、活発な審査が行える適正な委員会数及び委員定数、所管部局のあり方等について、十分な検討を行う必要がある。

(3) 予算特別委員会の新設

一般質問との棲み分けや常任委員会との審査の棲み分けなど、整理すべき課題や問題点が多くあることから、当面は設置しないことが適当である。

(4) 所属委員会以外の委員会への参加

現行でも、必要があれば委員外議員、傍聴人としての参加が可能であり、また、平成25年度からは常任委員会会議録のホームページ掲載も予定していること等から、現状どおりの取扱いとすることが適当である。

(5) 常任委員会県外視察の見直し（グループ分けによる視察の実施）

グループ分けによる視察は、委員間で課題を共通認識できないことや、視察先との調整が複雑になるなどの問題点があることから、現状どおりの取扱いとすることが適当である。

(6) 委員同士が協議等を行う機会の設定

実施するかどうかは各委員会の判断となるが、審議を活発化させる観点から、各委員会において、必要に応じて本制度の活用を図っていくことが適当である。

(7) 公聴会開催や参考人出席の積極的な活用

参考人出席については、公聴会開催のような公告手続きを要さず、専門的知見の会得により委員会審議を深めていくことは有用であるため、各委員会において、必要に応じて参考人出席の積極的な活用を図っていくことが適当である。

終わりに、本協議会では、平成23年9月の設置以降、約1年半にわたって、議長からの諮問事項及び各会派から出された改善案、計19項目の課題について、ワーキングチーム員会議を設置するなどして精力的な検討協議を重ね、対応が急がれるもの、また、結論が出されたものから、順次、答申を行ってきたところであるが、今回の本会議及び委員会運営に関する見直し事項の答申をもって、本協議会における検討協議は全て終了した。

本協議会が、ワーキングチーム会議を含め、都合25回に及ぶ検討協議を通じて取りまとめた4回の答申概要は、以下のとおりである。

(1) 政務調査費制度の見直しに関する答申

- 答申日 平成24年 5月14日
- 答申内容 政務調査費に係る使途基準の明確化、透明性の確保策等

(2) 政策立案能力の向上・議会広報の取組方策等に関する答申

- 答申日 平成24年 7月 6日
- 答申内容 議会関係連合組織等との連携
常任委員会議事録の県議会ホームページへの掲載
政策特別委員会のインターネット中継
企業会計決算審査方法の見直し
児童及び乳幼児の本会議傍聴の取扱い

(3) 地方自治法改正に伴う政務調査費制度の見直しに関する答申

- 答申日 平成25年 1月23日
- 答申内容 新たに対象となる「その他の活動」の範囲及び基準等

(4) 本会議及び委員会運営の見直しに関する答申

- 答申日 平成25年 3月26日
- 答申内容 本答申書のとおり